◎調達機関番号　599　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　アーベインルネス若久（仮称）1ブロック建築その他工事(電子入札対象案件)

⑶　工事場所　福岡県福岡市南区若久団地の一部

⑷　工事内容　鉄筋コンクリート造　地上7～8階建　4棟　住宅戸数206戸、自走式立体駐車場　鉄骨造　1階建　1棟､自転車置場、ゴミ置場

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年3月22日まで（予定）

⑹　追加工事　無

⑺　工事の実施形態

①　上記⑵に示す工事（以下「本工事」という。)は、申請時に「企業の技術力」､「配置予定技術者」､「施工計画」等について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

④　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難いものは当機構九州支社長（以下「九州支社長」という。)の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、九州支社総務部経理チームに承諾願を提出して行うものとする。

2　競争参加資格　競争に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構九州地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　当機構九州地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,100点）以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

⑺　暴力団又は暴力団員が実質的に支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。)

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連があると認められる建設業者でないこと。

⑼　当機構九州支社（所属事務所を含む）発注工事の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日から過去1年以内において60点未満のものがないこと。

⑽　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれと同等として取り扱う場合がある。

⑾　次に掲げる工事の実績を有する者であること。

①　単体で申請の場合は、以下に掲げる条件を満たすこと。

平成15年度以降（平成15年4月1日から当公告日の前日まで）に完成し、引渡しが済んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。)の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

同種工事は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上6階建て以上、戸数100戸以上、かつ延べ面積6,000㎡以上の共同住宅（＊）に係る新築建築工事とする。

（＊）　一つの契約で複数棟ある場合は、1棟以上が6階建て以上であり、合計戸数が100戸以上、合計延べ面積が6,000㎡以上であること（以下、全て同様。)。

②　共同で申請の場合は、以下のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たすものであること。

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成15年度以降（平成15年4月1日から当公告日の前日まで)に完成し、引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上6階建て以上、戸数50戸以上、かつ延べ面積3,000㎡以上の共同住宅に係る新築建築工事とする。

⑿　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。（共同企業体の場合、全ての構成員が配置できること。)

①　一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　単独で申請する者又は共同で申請する場合の代表者については､平成15年度以降(平成15年4月1日から当公告日の前日まで)に完成し、引渡しが済んでいる上記⑾①に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同で申請する場合の代表者以外の者については、上記⑾②ロに掲げる工事の施工経験を有すること。)。

③　監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有すること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⒀　平成23年4月1日以降に当機構が九州地区において発注した工事種別「建築」において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)で､当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者又は調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒁　低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名以上追加配置できること（共同企業体の場合は、構成員各々が1名以上追加配置できること。)。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒂　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴～⒁に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ次の①により構成しなければならない。また共同企業体の構成員数は、2者とする。

①　各構成員の出資比率は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒃　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記4⑶の申請書及び資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。(事前にシステム上の登録が必要なため、平成25年7月17日（水）までに提出すること。)

なお下記4⑶の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。